部会ニュース「6-181」

ケアマネ「職責に見合う処遇確保」検討へ　介護保険部会

・厚生労働省は20日の社会保障審議会・介護保険部会で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）について職責に見合う処遇を確保することや業務範囲の整理、法定研修の在り方などを論点として示した。2027年度の介護保険制度の改正を見据えて検討を深め、25年末までに取りまとめを行う。

・居宅のケアマネジャーは介護報酬での処遇改善の対象外だが、部会の委員からは処遇の確保を進めるべきだという意見が相次いだ。

・高齢者の数がほぼピークを迎える40年に向けて、生活や住まいなどに関する複合的な課題を抱える高齢者が増えると見込まれている。それに対応するため、ケアマネジャーは「かかりつけ医機能」など医療を含む地域の関係者との関係の構築や、利用者の尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担うことが重要となる。

・ただ、ケアマネジャーの年齢構成は、全体に占める60歳以上の割合が上昇傾向にある一方、45歳未満の割合は低下傾向にある。厚労省によると、ケアマネジャーの年齢構成などを踏まえると、今後10年以内にケアマネジャーの担い手が急激に減ることが見込まれるという。

・厚労省はこの日の部会で、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに求められる専門性を論点に挙げた。また、ケアマネジャーが専門性を発揮できるよう、▽必要な人材の確保▽職責に見合う処遇の確保の在り方▽業務範囲の整理やICTの活用など負担の軽減策▽利用者からの相談対応やケアプラン作成など法定研修の在り方－なども論点として示した。

・意見交換では、ケアマネジャーの処遇の確保や業務範囲の整理などを進めていくべきだという意見が相次いだ。小林司委員（連合総合政策推進局生活福祉局長）は、在宅ケアを支えるサービスの充実が不可欠であり、そのためには継続的な処遇改善による人材確保が最重要課題だと指摘。江澤和彦委員（日本医師会常任理事）も「医療や介護分野で処遇改善がないのは居宅介護支援事業所のケアマネジャーだけだ」とし、処遇改善を行っていく必要があると強調した。

・業務範囲については、橋本康子委員（日本慢性期医療協会会長）が、医療と介護の連携が進む中でケアマネジャーの仕事量が増えているため、法定業務以外の家事支援などはほ

かの職種にシフトする時期に来ていると主張した。更新研修の廃止を含む見直しの検討を求める委員もいた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

〇第 117 回社会保障審議会介護保険部会の資料について
令和７年２月２０日（木）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50085.html